

令和6年（2024年）第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和6年（2024年）9月9日（月曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|----|----|---------|--|
| 日程 | 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 | 2 | | 会期の決定について |
| 日程 | 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 | 4 | | 行政報告 |
| 日程 | 5 | 請願第 3号 | 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する
請願について |
| 日程 | 6 | 議案第 54号 | 鹿追町デジタル手続き条例の制定について |
| 日程 | 7 | 議案第 55号 | 鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程 | 8 | 議案第 56号 | 令和6年度（2024年度）一般会計補正予算第6号に
ついて |
| 日程 | 9 | 議案第 57号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町簡易水道事業会計補
正予算（第1号）について |
| 日程 | 10 | 議案第 58号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町下水道事業会計補正
予算（第1号）について |
| 日程 | 11 | 議案第 59号 | 令和6年度（2024年度）介護保険特別会計補正予算
（第2号）について |
| 日程 | 12 | 議案第 60号 | 財産の取得について |
| 日程 | 13 | 同意第 2号 | 鹿追町公平委員会委員の選任について |
| 日程 | 14 | 同意第 3号 | 鹿追町教育委員会委員の任命について |
| 日程 | 15 | 諮問第 1号 | 鹿追町人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程 | 16 | 認定第 1号 | 令和5年度（2023年度）鹿追町一般会計歳入歳出決
算認定について |
| 日程 | 17 | 認定第 2号 | 令和5年度（2023年度）鹿追町国民健康保険特別会
計歳入歳出決算認定について |

- 日程 18 認定第 3号 令和5年度(2023年度)鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 19 認定第 4号 令和5年度(2023年度)鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 20 認定第 5号 令和5年度(2023年度)鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 21 認定第 6号 令和5年度(2023年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 22 認定第 7号 令和5年度(2023年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程 23 議員の派遣について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員(10人)

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 佐々木康人議員 | 2番 黒井 敦志議員 | 3番 金子 孝伸議員 |
| 4番 青砥 敏一議員 | 5番 山口 優子議員 | 7番 川染 洋議員 |
| 8番 狩野 正雄議員 | 9番 安藤 幹夫議員 | 10番 清水 浩徳議員 |
| 11番 上嶋 和志議員 | | |

4 欠席議員(1人)

- 6番 畑 久雄議員

5 本会議に説明のため出席したもの

- | | |
|----------|---------|
| 町 長 | 喜 井 知 己 |
| 教育委員会教育長 | 渡 辺 雅 人 |
| 代表監査委員 | 野 村 英 雄 |
| 農業委員会会長 | 菊 池 輝 夫 |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長兼会計管理者	武者正人
総務課財政担当課長	高瀬俊一
総務課（消防署長補佐）	正保祐司
企画課ICT・エネルギー係長	林大介
町民課長	高井宏行
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	城石賢一
保健福祉課長	富樫靖
保健福祉課主幹	佐藤裕之
商工観光課長	大西亮一
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	萩生田訓考
瓜幕支所長	早川昌映
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹
総務課総務係長	最上佐緒里
総務課財政係長	鎌田弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	東原孝博
書記	川瀬直美

令和6年(2024年)9月9日(月曜日) 午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

ただいまから、令和6年(2024年)第3回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。

草野礼行企画課長、桑折琢也消防署署長から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。代理として林大介ICT・エネルギー担当係長、正保祐司署長補佐が出席しております。以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(上嶋和志)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により1番、佐々木康人議員、2番、黒井敦志議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長(上嶋和志)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

異議なしと認めます。

会期は本日から9月20日までの12日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長(上嶋和志)

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

監査委員から令和6年(2024年)5月分、6月分、7月分の出納検査報告書が提出され

ました。

また、令和5年度(2023年度)鹿追町各会計決算審査にかかる意見書が提出されました。

町長から、令和5年度(2023年度)財政健全化判断比率及び資金不足比率報告書及び第7期鹿追町総合計画重点プロジェクト評価調書が提出されました。

教育委員会 教育長から令和5年度(2023年度)教育委員会の施策、事業の評価調書が提出されました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、御参照下さい。

これで、諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長(上嶋和志)

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長(喜井知己)

令和6年(2024年)第3回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

8月19日には、福島県の川俣町から町長さん、それから教育長、川俣高校の同窓会の会長さんで、教育委員会の学校教育課の職員がお見えになりました。鹿追高校の取り組みを扱っていただきましたNHKの全国放送を見た川俣町長さんから直接電話で依頼が来まして今回の視察という運びになったわけであります。

川俣町は、今年度から地域みらい留学に加盟をして、来年度からの受け入れを目指しているということでございました。この川俣高校は一番多いときに1,000名ほど在籍をしていたという話でしたけども、東日本大震災による避難等々、それ以降、生徒数は激減して現在では全校で50名ほどになったということでございました。

本町のこの全国募集を行う際の居住環境整備、あるいは受け入れ、高校の支援の内容財源が様々な面から意見交換ということで御来町をいただいたところであります。役場の後に高校にも出向かれまして具体的な教育課程のこと、それから全国公募に係る広報活動、あるいはそういった方法などについて、校長先生、あるいはコーディネーターと意見交換を行ったということでございました。

次の日には、今度は同じく福島県議会から視察にお見えになりました。福島県議会の企画環境委員会ということで、山口委員長さん他10名ということで、県議会の方は環境保全

センター、ゼロカーボンシティの取り組みということで視察をいただいたわけであります。

本町の様々な環境政策に取り組んでいる経緯、あるいは水素事業を含めた今後の展開等々について質疑があつて、それぞれの地域の課題、可能性について意見交換を行ったところでございます。

同じく8月20日ですけれども、ストニイブレイン町の元町長のドナ・コーワンさんが長期滞在事業ということで、今回4回目になりますけれども歓迎会を開きました。

私、それから上嶋議長さん、吉田元町長、それから過去にホスト家庭として受け入れた鳴海直行夫妻などが参加をして、歓迎会を行ったということであります。今回の滞在は9月16日までということになりますけれども、滞在期間中はいつものとおりこども園、あるいは鹿追高校への訪問、英会話教室、水泳教室等々参加をして、町民との交流をしていただくという予定でもう残り少なくなりましたけれどもそういった状況でございます。

9月1日には、令和6年度（2024年度）の鹿追町の功労者表彰式が行われました。議長さんはじめ議員の皆様等々に参加をいただきました。今回は受賞者が7名参加者は全体で40名ちょっとということございました。今回は産業功労賞に高橋俊一様、社会功労賞に岡本康弘様、その他多額の金を寄附等々いただいた方々に感謝状をお送りさせていただいたところであります。

また、在町50年70歳以上のまちづくり貢献の受賞者については全体で63名ですけれども、当日の御出席は4名というかたちで年々出席者が少なくなっている状況であります。今後のあり方も検討していかなければならないなと思った次第でございます。

以上申し上げまして、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これから行政報告に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

日程5 請願第3号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する請願

○議長（上嶋和志）

日程5、請願第3号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する請願を議題とします。本案は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって、本件は、産業厚生常任委員会へ付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程6 議案第54号 鹿追町デジタル手続き条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程6、議案第54号、鹿追町デジタル手続き条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第54号は、鹿追町デジタル手続き条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。情報通信技術を活用し、行政手続き等の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るためこれまでの行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続き法に改正し、行政のデジタル化に関する基本原則と行政手続きの原則オンライン化のために必要な事項が規定されました。

このため、これまでの鹿追町行政手続き等における情報通信技術の利用に関する条例の全部改正を行うものであります。

鹿追町デジタル手続き条例は、本文が11条、附則が1項で構成されており、第1条は目的、第2条は定義、第3条は情報システムの整備等、第4条は電子情報処理組織による申請等第5条は電子情報処理組織による処分通知等、第6条は電磁的記録による縦覧等、第7条は電磁と電磁的記録による作成等、第8条は適用除外、第9条は添付書類等の省略、第10条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表、第11条は委任についてそれぞれ規定をしております。

次に附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から交付するものであ

ります。

以上、鹿追上デジタル手続き条例の制定について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 7 議案第 55 号 鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上嶋和志）

日程 7、議案第 55 号、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 55 号は、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありま

す。改正の要旨を申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律において、被保険者証を廃止することが令和6年(2024年)12月2日から施行されますことから、罰則規定の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長(上嶋和志)

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第56号 令和6年度(2024年度)鹿追町一般会計補正予算(第6号)について

○議長(上嶋和志)

日程8、議案第56号、令和6年度(2024年度)鹿追町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 56 号は、令和 6 年度（2024 年度）一般会計補正予算（第 6 号）となるものです。

令和 6 年度（2024 年度）一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1 億 3,832 万 8,000 円を追加しまして、総額を 84 億 2,642 万 9,000 円とするものであります。

第 2 条は継続費の補正追加について、第 3 条は地方債の補正変更についてであります。

補正の内容につきましては、18 ページ歳出より御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、財産管理費の備品購入費で応接用テーブル他で 300 万円の追加、車両管理費の需用費、修繕料で 54 万 3,000 円、使用料で 7 万円のそれぞれ追加。

ライディングパーク費の需用費、修繕料で 47 万 5,000 円の追加。

ジオパーク事業費で地域作りセミナー開催のため、報償費で 11 万円、旅費で 16 万 2,000 円、需用費、消耗品費で 1 万円、役務費で 1 万円のそれぞれ追加。

ゼロカーボン推進費で、ゼロカーボンセミナー開催及び地域新電力設立のため、報償費で 29 万円、役務費で 7,000 円、備品購入費で 11 万円、投資及び出資金で 400 万円のそれぞれ追加。

統計調査費、統計費の報酬で 3 万 3,000 円、需用費、消耗品費で 4 万 8,000 円をそれぞれ追加。

民生費、社会福祉費、心身障害者特別対策費の使用料で 4 万 7,000 円、就労継続支援 B 型事業所増設のため負担金で 800 万円、貸付金で 2,000 万円、償還金で過年度分返還金 301 万 4,000 円のそれぞれ追加。

在宅福祉費の役務費で 11 万円、負担金で 4 万 6,000 円、扶助費で 15 万円、償還金で過年度分返還金 8,000 円、繰出金で介護会計 74 万 7,000 円のそれぞれ追加。

児童福祉費、児童措置費の委託料で 9 万 7,000 円の追加。

衛生費、保健衛生費、予防費の委託料で新型コロナワクチン接種のため 1,300 万円の追加。

保健指導費の需用費、修繕料で 19 万 3,000 円、役務費で 16 万 5,000 円のそれぞれ追加。

へき地保健対策費の需用費、修繕料で 60 万円の追加。

農林費、農業費、農業振興費の需用費、修繕料で 1 万 1,000 円、備品購入費で 15 万 2,000 円のそれぞれ追加。

農業開発研究費の需用費、印刷製本費で 6 万 4,000 円の追加。

畜産業費で、令和5年(2023年)3月6日に議決いただきました債務負担行為により購入した町営牧場用バーチカルミキサーが納品されるため、備品購入費で2,992万円、負担金で17万2,000円のそれぞれ追加。

農業用水事業費の負担金で、簡易水道及び下水道事業会計合計1,096万7,000円の追加。

款項、商工費、観光費の負担金で75万5,000円の追加。

魚族資源保護対策費の需用費、修繕料で8万8,000円の追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で270万円、役務費で60万円、工事請負費で363万3,000円のそれぞれ追加。

道路新設改良費の工事請負費で837万1,000円の追加。

都市計画費、公園緑地費の需用費、修繕料で68万2,000円の追加。

住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で700万円の追加。

教育費、教育総務費、教育振興費で鹿追高等学校寄宿舎用備品購入費他のため需用費、消耗品費で155万5,000円、備品購入費で1,047万7,000円のそれぞれ追加。

財産管理費の需用費、修繕料で40万円の追加。

共同調理場費の需用費、修繕料で65万4,000円の追加。社会教育費、社会教育施設費の委託料で59万4,000円の追加。

神田日勝記念美術館費の需用費合計で48万3,000円の追加。

保健体育費、体育振興費で、スポーツ関係活動費助成のため負担金で190万5,000円の追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金で企業版ふるさと納税210万円の追加であります。

次に歳入15ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で1億66万8,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で1万2,000円の追加。

国庫補助金、民生費国庫補助金の児童福祉費補助金で3万2,000円の追加。

道支出金、道負担金、民生費等負担金の社会福祉費負担金で6,000円の追加。

道補助金、民生費道補助金の児童福祉費補助金で3万2,000円の追加。

委託金、総務費委託金の統計調査費委託金で8万1,000円の追加。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入の物品売払収入で10万円の追加。

款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で、企業版ふるさと納税として、帯広市のトヨタモビリティ帯広、代表取締役、若林健様及び陽気堂クリエート、代表取締役、加藤義和

様より、合計で210万円の追加。

繰入金、基金繰入金、町営牧場基金繰入金の町営牧場基金繰入金で240万円の追加。

特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金で2万2000円の追加、諸収入項目、貸付金元利収入の貸付金元利収入で2,000万円の追加。

項目、雑入の雑入で合計890万4,000円の追加。

款項、町債の臨時財政対策債の臨時財政対策債で397万1,000円の追加であります。

次に11ページの第2表、継続費補正追加について御説明いたします。

総務費、総務管理費で、事業名は役場周辺エリアZ E C化改修等事業で総額は34億4,634万7,000円、年度は令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)でそれぞれの年割額は、令和6年度(2024年度)が0円、令和7年度(2025年度)が9,150万円、令和8年度(2026年度)が4億7,043万2,000円、令和9年度(2027年度)が28億8,441万5,000円であります。

次に12ページの第3表、地方債補正変更について御説明いたします。

起債の目的は、臨時財政対策債で限度額に397万1,000円を追加しまして、補正後の限度額を897万1,000円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げました。

御審議の上議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第 57 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正
予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 9、議案第 57 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 57 号は、令和 6 年度（2024 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）となるものです。

第 1 条、令和 6 年度（2024 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第 1 款、簡易水道事業収益、第 2 項、営業外収益に 701 万 2,000 円を追加し、補正後の額を 2 億 1,264 万 7,000 円に改めるものであります。

支出につきましては、第 1 款、簡易水道事業費用、第 1 項、営業費用に 478 万 9,000 円第 3 項、特別損失に 222 万 3,000 円の合計 701 万 2,000 円を追加し、補正後の額を 1 億 2,470 万 9,000 円に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 9 条に定めます他会計からの補助金の補正であり、6,974 万 2,000 円に 701 万 2,000 円を追加しまして、7,675 万 4,000 円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきましては、次ページの補正予算説明書により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金の一般会計補助金で 701 万 2,000 円の追加。

支出につきましては、簡易水道事業費用、営業費用原水及び浄水費の修繕費で 135 万円配水及び給水費の修繕料で 343 万 9,000 円のそれぞれ追加。

特別損失、その他特別損失のその他特別損失で 222 万 3,000 円の追加であります。
以上、簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げました。
御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 57 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。
本案は原案のとおり可決されました。

日程 10 議案第 58 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計補
正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 10、議案第 58 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 58 号、令和 6 年度（2024 年度）下水道事業会計補正予算（第 1 号）となるもの

です。

第1条、令和6年度（2024年度）下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第3条に定めます。収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益に395万5,000円を追加し、補正後の額を3億61万4,000円に改めるものであります。

支出につきましては、第1款、下水道事業用事業費用、第1項、営業費用に395万5,000円を追加し、補正後の額を2億5,613万3,000円に改めるものであります。第3条は予算第10条に定めます他会計からの負担金及び補助金の補正であり、1億6,075万2,000円に395万5,000円を追加しまして、1億6,470万7,000円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきましては、次ページの補正予算説明書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金の一般会計補助金で395万5,000円の追加。

支出につきましては、下水道事業費用、営業費用、処理場費の修繕費で395万5,000円の追加であります。

以上、下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 59 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 2 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 59 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 59 号は、令和 6 年度（2024 年度）介護保険特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 6 年度（2024 年度）介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 605 万 7,000 円を追加しまして、総額を 5 億 5,148 万 3,000 円とするものであります。

補正予算概要につきまして、歳出 35 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で 74 万 7,000 円の追加。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で、過年度分返還金で 528 万 8,000 円の追加。

繰出金、他会計繰出金の繰出金で、一般会計 2 万 2,000 円の追加であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 1 万円の追加。

款項、支払基金交付金、地域支援事業交付金の現年度分で 1 万 2,000 円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で 74 万 7,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 528 万 8,000 円の追加であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 60 号 財産の取得について

○議長（上嶋和志）

日程 12、議案第 60 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 60 号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、瓜幕バイオガスプラントバイオ液肥散布作業機械購入一式であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は日本ニューホーランド株式会社帯広営業所、株式会社キセキ北海道清水営業所、株式会社コーンズ・エージー帯広支店、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社、インタートラクターサービス株式会社帯広営業所、以上5社を指名いたしまして、日本ニューホーランド株式会社帯広営業所、株式会社キセキ北海道清水営業所、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社の3社が入札を辞退しましたので、2社により8月28日に入札しました結果、入札金額を3,058万円といたします。

芽室町東芽室北1線14番1、株式会社コーンズ・エージー帯広支店、支店長、大西大介氏が、最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。なお落札率は76.16%でございます。

以上、財産の取得について御説明申し上げます。

御審議の上議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 同意第 2 号 鹿追町公平委員会委員の選任について

○議長（上嶋和志）

日程 13、同意第 2 号、鹿追町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配布のため暫時休憩します。

（資料配付のため暫時休憩）

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長

○町長（喜井知己）

同意第 2 号は、鹿追町公平委員会委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由といたしましては、公平委員会委員、石川修氏の任期が令和 6 年（2024 年）9 月 26 日で満了になることによるものでございます。同意を求めるものといたしましては、ただいま履歴書をお配りしましたとおり、これまで 4 期公平委員会委員としてお努めいただいた石川修氏を任命したいということでございます。

履歴書にありますとおり、人格、識見、それから経験等もございまして、公平委員会委員として適任と思慮いたしますので、委員会委員の選任について御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから同意第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程 14 同意第 3 号 鹿追町教育委員会委員の任命について

○議長（上嶋和志）

日程 14、同意第 3 号、鹿追町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

（資料配付のため暫時休憩）

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 3 号は、鹿追町教育委員会委員の任命についてであります。

次のものを鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、教育委員会委員上嶋陽子氏の任期が令和 6 年（2024 年）9 月 30 日で満了になることによるものでございます。ただいま履歴書をお配りさせていただきました引き続き上嶋陽子氏に 2 期目の教育委員を担っていただきたいと思いますところでございます。上嶋陽子氏につきましては人格、識見、優れておりまして教育行政に精通されているということで適任と考えているところであります。

よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから同意第 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は、原案の通り同意することに決定しました。

日程 15 諮問第 1 号 鹿追町人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上嶋和志）

日程 15、諮問第 1 号、鹿追町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

（資料配付のため暫時休憩）

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、現人権擁護委員の林芳子氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了になることから、その後任の委員の候補者を推薦したいとするものでございます。

ただいま履歴書をお配りいたしましたけれども、後任としての候補者として推薦したいものについては、三好紀子氏であります。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この経歴にありますとおり、氏につきましては小中学校の養護教諭を長年お務めいただき、退職後は本町教育委員会の教育支援センターの指導員として本年の 3 月までお務めをいただいたところでございます。

人格、識見とも優れておりまして、人権擁護委員候補者として適任と思慮いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は適任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本案は、適任とする意見を付することに決定しました。

日程 16 認定第1号 令和5年度（2023年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程 17 認定第2号 令和5年度（2023年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 18 認定第3号 令和5年度（2023年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程 19 認定第4号 令和5年度（2023年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程 20 認定第5号 令和5年度（2023年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 21 認定第6号 令和5年度（2023年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程 22 認定第7号 令和5年度（2023年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上嶋和志）

日程16、認定第1号、令和5年度（2023年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程17、認定第2号、令和5年度（2023年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程18、認定第3号、令和5年度（2023年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程19、認定第4号、令和5年度（2023年度）鹿追町下水

道特別会計歳入歳出決算認定について、日程 20、認定第 5 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程 21、認定第 6 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程 22、認定第 7 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

以上 7 件、関連がありますので、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

認定第 1 号から認定第 7 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計 6 特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第 233 条第 3 項、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算 6 特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

認定を付議いたします 7 会計のうち、病院会計を除きます 6 会計の決算概要について各会計歳入歳出決算書の各会計別決算書総括表によって御説明を申し上げます。なお、令和 5 年度（2023 年度）一般会計等の財政健全化判断比率 4 比率につきましては、実質赤字比率がマイナス 11.64%、連結実質赤字比率がマイナス 20.74%、将来負担比率がマイナス 37.6%、実質公債費比率が 3 か年平均で 9.7%となっております。

また、財政構造の硬直化を判断する指標の経常収支比率につきましては、令和 4 年度（2022 年度）の 81.73 から 81.62 と前年度から 0.11 減となっており、今後も継続して現在進めております行財政改革により、計画的に財政運営を行い、健全で持続可能な財政環境づくりを図ってまいります。

それでは各会計の決算概要を御説明いたします。決算書の 1 ページをお開きお願いいたします。一般会計より御説明いたします。

歳入歳出予算 81 億 6,629 万 3,000 円に対しまして、歳入決算額 82 億 8,484 万 4,644 円、歳出決算額 77 億 8,257 万 350 円であり、形式収支は、5 億 227 万 4,294 円の決算剰余であります。これより翌年度繰越財源として、繰越明許費の一般財源 1,504 万 8,000 円を控除いたしました 4 億 8,722 万 6,294 円が実質収支の決算剰余金となりましたので、決算認定を賜りましたならば、地方財政法第 7 条第 1 項及び鹿追町減債基金条例第 2 条の規定によりまして、2 億 5,000 万円を減債基金に積み立てし、残額の 2 億 3,722 万 6,294 円を、純

繰越金としたいとするものであります。

次に特別会計の国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算額7億6,343万5,000円に対しまして、歳入決算額6億8,417万8,876円、歳出決算額6億8,376万7,298円であり、形式収支並びに実質収支は41万1,578円の決算剰余であります。

簡易水道特別会計は、令和6年(2024年)4月1日から公営企業法の一部を適用する事業会計に移行するため、令和6年(2024年)3月31日までの打ち切り決算であり、歳入歳出予算額2億2,452万3,000円に対しまして、歳入決算額2億2,456万5,089円、歳出決算額2億1,972万7,628円であり、形式収支及び実質収支は483万7,461円の決算剰余であります。

下水道特別会計も簡易水道特別会計と同様に打ち切り決算であり、歳入歳出予算額3億7,899万4,000円に対しまして、歳入決算額2億7,761万6,424円、歳出決算額2億6,389万8,492円であり、形式収支は1,371万7,932円であり、これより翌年度繰越財源として繰越明許費の一般財源266万円を控除いたしました1,105万7,932円が実質収支の決算剰余であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算額5億5,261万2,000円に対しまして、歳入決算額5億5,614万9,596円、歳出決算額5億4,502万7,595円で、形式収支並びに実質収支は1,112万2,001円の決算剰余であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算額1億10万円に対しまして、歳入決算額9,925万7,046円、歳出決算額9,890万5,446円で、形式収支並びに実質収支は35万1,600円の決算剰余であります。

次に、国民健康保険病院事業会計決算について御説明いたします。

病院決算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。決算額の区分ごとに2段で数字が表記されておりますが、下段の消費税を含んだ額で御説明させていただきます。

収益的収入及び支出につきましては、歳入予算額6億2,108万9,000円に対しまして、歳入決算額6億3,346万1,973円、歳出予算額6億3,419万5,000円に対しまして歳出決算額6億1,805万7,294円であり、差し引き1,540万4,679円が税込決算の形式的利益となり、これから医薬品購入費の際の消費税338万6,837円及び資本的収支分の消費税95万3,990円の合計434万8,287円を差し引いた1,106万3,852円が当年度純利益となります。

次に2ページを御覧いただきたいと思っております。

資本的収入及び支出であり歳入予算額及び決算額は0円であります。歳出予算額 3,130 万 1,000 円に対しまして、歳出予算額 3,130 万 580 円であり、差し引きマイナス 3,130 万 580 円につきましては、まず過年度分損益勘定留保資金で 3,034 万 6,590 円、さらに残額の 95 万 3,990 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。

なお、7 会計の決算資料につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

以上、認定第 1 号から認定第 7 号の令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計 6 特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げました。

御審議の上、認定をいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く 9 人の委員で構成する令和 5 年度（2023 年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案については、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。地方自治法第 98 条第 1 項に基づく検閲検査権について令和 5 年度鹿追町各会計決算審査特別委員会に委任したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

地方自治法第 98 条第 1 項に基づく検閲検査権について、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は 11 時 20 分を目途とします。

○議会事務局長（東原孝博）

議員の皆様にお知らせいたします。これより直ちに決算審査特別委員会を開催しますの

で、委員会室にお集まりください。

休憩 11 時 03 分

再開 11 時 15 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

決算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので報告します。

令和 5 年度（2023 年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会委員長に清水浩徳委員、副委員長に川染洋委員、以上のおり互選されましたので報告いたします。

なお、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会日程について 9 月 18 日・19 日・20 日の 3 日間として審査することが決定されましたので、併せて報告いたします。

日程 23 議員の派遣について

○議長（上嶋和志）

日程 23、議員の派遣についてを議題とします。

十勝町村議会議長会議員研修会のため、会議規則第 127 条により、お手元に配付の通り議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

議員の派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

議員の派遣については原案のおり決定しました。

ここで冒頭での欠席報告について、畑久雄議員から欠席する旨の届け出がありましたことを申し添えいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 11 時 20 分